

第 25 号 議 案

長崎県医学修学資金等貸与条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

令 和 6 年 2 月 20 日

長 崎 県 知 事 大 石 賢 吾

長崎県医学修学資金等貸与条例の一部を改正する条例

長崎県医学修学資金等貸与条例（平成17年長崎県条例第24号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 医学修学資金 大学（学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学をいう。以下同じ。）において医学を専攻する者で、将来において長崎県病院企業団、知事が指定する<u>医師の確保を図るべき医療機関</u>又は県（以下「長崎県病院企業団等」という。）に医師として勤務する者に対し、貸与する修学のための資金をいう。</p> <p>(2)～(5) 略</p> <p>(返還債務の当然免除)</p> <p>第 6 条 知事は、医学修学生が次の各号のいずれかに該当するときは、医学修学資金の返還（利息を含む。）を免除するものとする。</p>	<p>(定義)</p> <p>第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 医学修学資金 大学（学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学をいう。以下同じ。）において医学を専攻する者で、将来において長崎県病院企業団、知事が指定する<u>離島における市町立の医療機関</u>又は県（以下「長崎県病院企業団等」という。）に医師として勤務する者に対し、貸与する修学のための資金をいう。</p> <p>(2)～(5) 略</p> <p>(返還債務の当然免除)</p> <p>第 6 条 知事は、医学修学生が次の各号のいずれかに該当するときは、医学修学資金の返還（利息を含む。）を免除するものとする。</p>

(1) 医師の免許を取得し、知事が指定する医療機関において医師法（昭和23年法律第201号）第16条の2第1項の規定に基づく臨床研修（以下「臨床研修」という。）を修了した後、直ちに長崎県病院企業団等に医師として勤務し、引き続きその医師として勤務した期間（臨床研修の期間を含む。）が医学修学資金の貸与を受けた期間の1.5倍に相当する期間（医学修学資金の貸与を受けた期間が医学の専門教育科目課程のみの者にあつてはその医師として勤務した期間（臨床研修の期間を除く。）が、医学修学資金の貸与を受けた期間に相当する期間）（以下「必要勤務期間」という。）以上で、かつ、その2分の1以上の期間（当該期間が1年に満たないときは1年とする。）（当該医学の専門教育科目課程のみの者にあつては知事が定める期間）を長崎県病院企業団等のうち規則で定めるもの（以下「医師確保推進重点医療機関」という。）に医師として勤務したとき。

(2) 略

2 前項の規定にかかわらず、必要勤務期間の2分の1を超えて医師確保推進重点医療機関に医師として勤務した者（医学修学資金の貸与を受けた期間が医学の専門教育科目課程のみの者にあつては、知事が定める期間を超えて医師確保推進重点医療機関に医師として勤務した者）が、知事が別に定める医療機関に医師として勤務したときは、その勤務期間を必要勤務期間に算入することができる。

3及び4 略

(1) 医師の免許を取得し、知事が指定する医療機関において医師法（昭和23年法律第201号）第16条の2第1項の規定に基づく臨床研修（以下「臨床研修」という。）を修了した後、直ちに長崎県病院企業団等に医師として勤務し、引き続きその医師として勤務した期間（臨床研修の期間を含む。）が医学修学資金の貸与を受けた期間の1.5倍に相当する期間（医学修学資金の貸与を受けた期間が医学の専門教育科目課程のみの者にあつてはその医師として勤務した期間（臨床研修の期間を除く。）が、医学修学資金の貸与を受けた期間に相当する期間）（以下「必要勤務期間」という。）以上で、かつ、その2分の1以上の期間（当該期間が1年に満たないときは1年とする。）（当該医学の専門教育科目課程のみの者にあつては知事が定める期間）を長崎県病院企業団等のうち規則で定めるもの（以下「辺地医療機関」という。）に医師として勤務したとき。

(2) 略

2 前項の規定にかかわらず、必要勤務期間の2分の1を超えて辺地医療機関に医師として勤務した者（医学修学資金の貸与を受けた期間が医学の専門教育科目課程のみの者にあつては、知事が定める期間を超えて辺地医療機関に医師として勤務した者）が、知事が別に定める医療機関に医師として勤務したときは、その勤務期間を必要勤務期間に算入することができる。

3及び4 略

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（提案理由）

医学修学資金等を貸与している者について、医師として勤務する辺地医療機関の変更等を行うため、所要の改正をしようとするものである。これが、この条例案を提出する理由である。